

2025 年 8 月 8 日

内閣官房国家サイバー統括室 御中

一般社団法人全国銀行協会

「被害報告一元化に関する DDoS 事案及びランサムウェア事案報告様式」 (案)
に対する意見について

2025 年 7 月 10 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり
取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申しあげま
す。

以 上

「被害報告一元化に関するDDoS事案及びランサムウェア事案報告様式」(案) に対する意見

項番	コメント対象文書	コメント箇所 (頁、項番等)	コメント等
1	DDoS事案共通様式(案)・ ランサムウェア事案共通様式(案)	報告対象事案の範囲	委託先システムについて、攻撃技術情報等の情報は持ち得ていない場合が多く、報告することが困難である。
2	DDoS事案共通様式(案)・ ランサムウェア事案共通様式(案)	報告様式・手段	迅速な情報連携を目的に、当該様式で提示されている項目について電子メール本文で報告することを許容いただきたい。また、当該方法での報告が許容される場合、メールにて報告する場合のメールの件名などの指定があれば提示いただきたい。
3	DDoS事案共通様式(案)・ ランサムウェア事案共通様式(案)	予備報告手段	報告手段については、当面は現状通りメール、将来的には「報告受付システム」で行う形が想定されていると認識しているが、ランサムウェア攻撃等によりメールやWebブラウザが利用できない状況も想定し、そのような場合でも報告ができる予備手段(電話など)も準備することも有効ではないか。
4	DDoS事案共通様式(案)・ ランサムウェア事案共通様式(案)	報告回数の表記欄の 新設	報告回数の明確化の観点から、何回目の報告かを表記する欄(第1報、第2報など)を設けてはどうか。
5	DDoS事案共通様式(案)・ ランサムウェア事案共通様式(案)	1.記載の手引き	「記載の手引き」が様式の1頁目にあることで、迷わずに記載可能となるかもしれないが、記載後に1頁目を見ても報告者がわからないなど、内容把握の支障になることも考えられる。「記載の手引き」については、例えば最終頁におくなど、記入領域と明確に分けた方が把握しやすいのではないか。
6	DDoS事案共通様式(案)・ ランサムウェア事案共通様式(案)	1. 報告者の概要	「報告者の概要」の記載粒度がDDoS事案共通様式(案)とランサムウェア事案共通様式(案)で異なるが、記載内容を統一いただきたい。
7	ランサムウェア事案共通様式(案)	5.今後の対応 (2)今後の予定	当該欄の選択肢のうち「事象継続中」の意味がイメージしにくい。「今後の予定」としては対応策が開始される(している)ことが通常と考えられるので、「事象継続中」を削除するか、「対応策を検討中」等に変更してはどうか。
8	ランサムウェア事案共通様式(案)	別紙1 (1)報告の種別	「別紙1 個人情報取扱事業者における個人データの漏えい等に係る項目」には、「(1)報告の種別」において「速報」「中間報」「確報」の3種類が記載されている一方、「ランサムウェア事案共通様式」においては、そのような区分はないので、統一いただきたい。
9	DDoS事案共通様式(案)	4.攻撃技術情報	MITRE ATT&CKのテクニックについて唐突に記載されている印象がある。記載の分類はATT&CKのテクニックから抜粋等の補記が必要ではないか。